

～ IMO 海洋環境保護委員会 シップリサイクル作業部会 第 3 回中間会合 (MEPC-ISRWG3) 結果報告 ～

1月21日から25日まで、フランスのナントにおいて海洋環境保護委員会シップリサイクル作業部会第3回中間会合 (MEPC-ISRWG3) が開催されました。

今回の会合では、昨年7月開催のMEPC56に引き続き条約条文が逐条ごとに審議されました。審議結果の概要は以下のとおりです。

【審議結果概要】

条約条文が逐条ごとに審議され、多くの部分で合意に達し、最終化に近づいた。本年10月開催のMEPC58で最終化される予定である。

今回、条約条文で合意に達した主な事項は以下のとおり。(これまでMEPC等で審議された主な事項についてはホットメールニュース2007年度(H-3)及(H-8)を参照。)

条約適用船舶は、国際総トン数500トン以上の船舶(政府所有船等を除く)とする。

ただし、生涯にわたり締約国の管理下(排他的経済水域EEZ内)の運航にのみ従事する船舶は条約適用が除外される。

なお、我が国の場合、国際総トン数500トン以上の船舶の多くが最終的に海外売船等で我が国管轄外に出ることとなるため、実態的にほとんどの船舶に条約が適用されることに注意が必要である。

船舶の検査としては、初回検査(新船にあっては建造時、現存船にあっては条約発効後5年以内)、定期検査(5年毎)及び最終検査(リサイクル直前)が強制要件となり、船主の要求により追加検査(非強制)を行うこともできることとなった。

船舶の検査では、主に、船舶に所有が義務づけられている有害物質一覧表(インベントリ)が条約に適合しているものであることが確認される。

条約に付随するガイドラインについては、我が国からインベントリ作成ガイドライン案等を提出しているところであり、今回条約案文がほぼ固まったことから今後審議が開始される予定である。なお、現在当協会においてインベントリ作成実証実験等を通してガイドライン案の妥当性の検証を行っている。

条約採択会議開催までの今後のIMOでの作業スケジュールは以下のとおり。

2008年3月31日～4月4日	MEPC57(条約案の逐条審議)
2008年6月	理事会(条約採択会議日程の最終決定)
2008年10月	MEPC58(条約案最終化 回章)
2009年5月11日～15日予定	条約採択会議(香港で開催予定)

発効要件に関しては、今回審議されずMEPC57以降に審議される予定である。2009年採択後、仮に2年後(2011年中)に発効要件を満たせば、その1年後(2012年中)に条約が発効することとなる。

【参考1～シップリサイクル条約案の概要～】

条約の構成

条約本文、附属書、付録

条約本文

基本的事項として、主に以下が規定。

・適用範囲(第3条)

締約国を旗国とする国際総トン数500トン以上のすべての船舶(政府所有船を除く)及び締約国の管理下で運営されるリサイクル施設

・リサイクル規制(第4条)

船舶とリサイクル施設には附属書規則が適用される。

・検査と証書(第5条)

船舶は検査され、証書を保持する。

- ・リサイクル施設の認可(第6条)
リサイクル施設は締約国政府の認可が必要。
- ・PSC(第8条)船舶はPSCを受ける。
- ・締約国監査(第13条追加)
締約国はIMOの監査を受ける(未合意)。

附属書

附属書の規定に定められる主要な要件は大きく分けて「船舶要件」と「リサイクル施設要件」とに分類。

・船舶に関する要件

条約で定める物質(付録に記載)の搭載使用を禁止制限し、船舶に含有される有害物質(付録に記載)を記述した有害物質一覧表(インベントリ)を作成・保持・更新し、最終的にリサイクル施設に引き渡さなければならない。「設計建造段階」「運航段階」「リサイクル準備段階」に分けられ規定(添付ファイル参照)。

・リサイクル施設に関する要件

リサイクル施設は、関係指針に沿って安全や環境要件を遵守できることを担保し、国から承認を受けなければならない。またその施設は運営計画の備え付けが必要(添付ファイル参照)。

付録

- ・禁止制限物質(Table A):アスベスト、PCB、オゾン層破壊物質、TBT
- ・リスト化すべき化学物質(Table B):カドミウム、鉛、水銀等
- ・潜在的な有害物品(Table C):油類やバッテリー等潜在的な有害物品
- ・通常消費剤(Table D):一般家電等通常リサイクル施設で廃棄されない製品

【参考2～現在実施されている各団体におけるシップリサイクル関連事業～】

- (財)日本船舶技術研究協会:シップリサイクルに関する調査研究(インベントリ作成実証実験等)
- (社)日本中小型造船工業会:インベントリリスト作成システムの開発
- (社)日本舶用工業会:有害物質情報を管理し、材料宣誓書の作成を支援する簡易ソフトの開発

本件に関するお問い合わせ先

(財)日本船舶技術研究協会 基準・規格グループ 貴島

TEL: 03-3502-2277 FAX: 03-3504-2350

e-mail: kijima@jstra.jp